

第10

13 植物防疫官は、当該種苗に別表1に掲げるものが付着しているときにあつては、
当該検査単位的全量について廃棄を命ずるものとする。

第10

13 植物防疫官は、当該種苗に別表1に掲げるものが付着しているときにあつては、
当該検査単位的全量について「特定重要病害虫検疫要綱」別表2
に定める特定重要病害虫検査指標に掲げる
措置を命ずるものとする。

別表1 (第1, 第10, 第13関係)

学 名	和 名 又 は 英 名
<i>Deuterophoma tracheiphila</i> Petri	mal secco
<i>Dibotryon morbosum</i> Theissen & Sydow	black knot
<i>Colletotrichum capsici</i> Butler & Bisby	dieback
<i>Fusarium solani</i> f. sp. <i>cucurbitae</i> Snyder & Hansen	root rot
<i>Verticillium tricorpus</i> Isaac	Verticillium wilt
<i>Erwinia amylovora</i> Winslow et al.	火傷病菌
<i>Streptomyces ipomoeae</i> (Person & Martin) Waksman & Henrici	サツマイモそうか病菌
<i>Citrus cachexia-xyloporosis</i> virus	
Potato yellow dwarf virus	
Sugarcane Fiji disease virus	
Potato spindle tuber disease	
<i>Anarsia lineatella</i> Zeller	モモキバガ
<i>Otiophynchus sulcatus</i> Fabricius	キンケクチフトゾウムシ
<i>Pantomorus cervinus</i> Boheman	ヒュラーパラゾウムシ
<i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman	シロヘリクチフトゾウムシ
<i>Lygus lineolaris</i> Palisot de Beauvois	サビイロメクラガメ
<i>Neoliturus tenellus</i> Baker	テンサイヒメヨコバイ
<i>Empoasca fabae</i> Harris	ジャガイモヒメヨコバイ
<i>Heterodera schachtii</i> Schmidt	テンサイシストセンチュウ
<i>Xiphinema index</i> Thorne et Allen	ブドウオオハリセンチュウ

学 名	和 名 又 は 英 名
<i>Deuterophoma tracheiphila</i> Petri	mal secco
<i>Dibotryon morbosum</i> (Schweinitz) Theissen & Sydow	black knot
<i>Guignardia citricarpa</i> Kiely	black spot
<i>Colletotrichum capsici</i> (Sydow) Butler & Bisby	dieback
<i>Fusarium solani</i> f. sp. <i>cucurbitae</i> Snyder & Henrici	root rot
<i>Verticillium tricorpus</i> Isaac	Verticillium wilt
<i>Erwinia amylovora</i> Winslow et al.	火傷病菌
<i>Streptomyces ipomoeae</i> (Person & Martin) Waksman & Henrici	サツマイモそうか病菌
<i>Spiroplasma citri</i> Saglio et al.	citrus stubborn disease
<i>Citrus cachexia-xyloporosis</i> virus	
Potato yellow dwarf virus	
Plum pox virus	
Sugarcane Fiji disease virus	
Potato spindle tuber viroid	
<i>Orseolia oryzae</i> Wood-Mason	イネノシントメタマバエ
<i>Anarsia lineatella</i> Zeller	モモキバガ
<i>Elasmopalpus lignosellus</i> Zeller	モロシマグラメイガ
<i>Pieris brassicae</i> Linne	オオモンシロチョウ
<i>Diabrotica undecimpunctata</i> Mannerheim	ジュウイチホシウリハムシ
<i>Hypera postica</i> Gyllenhal	アルファルファゾウムシ
<i>Otiophynchus sulcatus</i> Fabricius	キンケクチフトゾウムシ
<i>Pantomorus cervinus</i> Boheman	フラーパラゾウムシ
<i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman	シロヘリクチフトゾウムシ
<i>Lissorhoptrus oryzophilus</i> Kuschel	イネミズゾウムシ
<i>Dendroctonus brevicornis</i> LeConte	アメリカマツノコキイムシ
<i>Dendroctonus ponderosae</i> Hopkins	アメリカマツノキイムシ
<i>Scolytus scolytus</i> Fabricius	ヨーロッパニレノキイムシ
<i>Scolytus multistriatus</i> Marsham	セスジキイムシ
<i>Epilachna varivestis</i> Mulsant	インゲンテントウ
<i>Eurygaster integriceps</i> Puton	ムギチャイロカメムシ
<i>Lygus lineolaris</i> Palisot de Beauvois	サビイロメクラガメ
<i>Blissus leucopterus</i> Say	アメリカコバネナガカメムシ
<i>Neoliturus tenellus</i> Baker	テンサイヨコバイ
<i>Empoasca fabae</i> Harris	ジャガイモヒメヨコバイ
<i>Aleurocanthus woglumi</i> Ashby	ミカンクロトゲコナジラミ
<i>Heterodera schachtii</i> Schmidt	テンサイシストセンチュウ
<i>Xiphinema index</i> Thorne et Allen	ブドウオオハリセンチュウ
<i>Radopholus similis</i> (Cobb) Thorne	ラドフォルズ・シミリス

別表2 (第3関係)

1 検査の方法

検査の種類	植物の種類	検査の種類	対象有害動植物等	方法の詳細
1 草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	左に掲げる全ての種子	篩別検査	ヒメアカカブツオブシムシ、ローデシアマゾウムシ等の有害動物	抽出した各箇條に2kg以上について篩別すること。
		病徴・腐敗検査	炭角、腐敗、黒腐、ゴール等	ルーペを用いて病徴、腐敗等の異常を識別すること。
2 果樹、森林植物、觀賞植物等の苗木類 (部分、接穂等を含む)	左に掲げる全ての苗木類	病徴・腐敗検査	ナシノヒメジツクイ、カンキツそうか病菌等の有害動植物	明るい場所又は照明下の検査台上で有害動物の卵、幼虫、成虫等の有無、有害植物の寄生による病徴、腐敗等の異常を識別すること。
	ナトウヤビの苗	"	Sugarcane Fiji disease virus	
	アカヤ科、アブラナ科の苗	"	Graphognathus leucoloma Boheman シロヘリクダブツオブシムシ Neosittarus tenellus Baker テンサイヒメコババイ Empoasca fabae Harris ジャガイモヒメコババイ Heterodera schachtli Schmidt テンサイシストセンサユウ	
	Fraxinus属の苗木類	"	Anarsia lineatella Zeller セセキバガ Otiorynchus sulcatus Fabricius カンケクダブツオブシムシ Pantomorus cervinus Boheman ヒメラババツウムシ Graphognathus leucoloma Boheman シロヘリクダブツオブシムシ Lygus lineolaris Palisot de Beauvois サビイロメダラガメ Neosittarus tenellus Baker テンサイヒメコババイ	
			Empoasca fabae Harris ジャガイモヒメコババイ Xiphinema index Thorne et Allen ブドウオオハリセンチュウ Erwinia amylovora Winslow et al. 火傷病菌 Dibotryon morbosum Theissen & Sydow (Black knot)	
			Anarsia lineatella Zeller セセキバガ Otiorynchus sulcatus Fabricius カンケクダブツオブシムシ Pantomorus cervinus Boheman ヒメラババツウムシ Graphognathus leucoloma Boheman シロヘリクダブツオブシムシ Lygus lineolaris Palisot de Beauvois サビイロメダラガメ Neosittarus tenellus Baker テンサイヒメコババイ Empoasca fabae Harris ジャガイモヒメコババイ Xiphinema index Thorne et Allen ブドウオオハリセンチュウ Erwinia amylovora Winslow et al. 火傷病菌	
	バラ科の苗木類		Otiorynchus sulcatus Fabricius カンケクダブツオブシムシ Pantomorus cervinus Boheman ヒメラババツウムシ Graphognathus leucoloma Boheman シロヘリクダブツオブシムシ Neosittarus tenellus Baker テンサイヒメコババイ	
	ブドウ科の苗木類		Otiorynchus sulcatus Fabricius カンケクダブツオブシムシ Pantomorus cervinus Boheman ヒメラババツウムシ Graphognathus leucoloma Boheman シロヘリクダブツオブシムシ Neosittarus tenellus Baker テンサイヒメコババイ	

別表2 (第4関係)

1 検査の方法

検査の種類	植物の種類	対象有害動植物等	方法の詳細
1 草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	篩別検査	ヒメアカカブツオブシムシ、ローデシアマゾウムシ等の有害動物	抽出した各箇條に2kg以上について篩別すること。
	病徴・腐敗検査	炭角、腐敗、黒腐、ゴール等	ルーペを用いて病徴、腐敗等の異常を識別すること。
2 果樹、森林植物、觀賞植物等の苗木類 (部分、接穂等を含む)	病徴・腐敗検査	ナシノヒメジツクイ、カンキツそうか病菌等の有害動植物	明るい場所又は照明下の検査台上で有害動物の卵、幼虫、成虫等の有無、有害植物の寄生による病徴、腐敗等の異常を識別すること。
3 コリ、スイセン、オユウリフ、ダラシオラス、ダラア、ワケギ等の球根類		コリアザミウマ、コリア根腐病等の有害動植物	
4 サアマイモ、サアヤ等の塊根、パレイシ、サトイモ、ヤマノイモ等の塊茎等のイモ類		タシコメアキ、サアマイモつるわね病菌等の有害動植物	

(注) (1) この表に掲げる対象有害動植物等、他、別表1に掲げる有害動植物については、「特定重要病害虫検査要綱」別表2 特定重要病害虫検査指標に掲げる方法により検査を実施するものとす。

(2) この表に掲げる検査の外、容器包装についても綿密に検査するものとする。

被害の種別	被害の種別	検査の種別	対象有害動物等	方法の詳細
			<i>Empoasca fabae</i> Harris ジャガイモヒメコバエ <i>Xiphinema index</i> Thorne et Allen ブドウオオハリセンチュウ	
	カンキョ類苗木類		<i>Otiorynchus sulcatus</i> Fabricius カンキョ類苗木類 <i>Pantomorus cervinus</i> Boheman ヒメコバエ <i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman シロヘリタテアブトゾウムシ <i>Neosittus tenellus</i> Baker カンキョヒメコバエ <i>Deuterephoma trochelpilla</i> Petri (mal secco) <i>Citrus exsiccata-xyloporosis</i> virus	
	落葉果樹苗木類		<i>Otiorynchus sulcatus</i> Fabricius カンキョ類苗木類 <i>Pantomorus cervinus</i> Boheman ヒメコバエ <i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman シロヘリタテアブトゾウムシ <i>Neosittus tenellus</i> Baker カンキョヒメコバエ <i>Empoasca fabae</i> Harris ジャガイモヒメコバエ	
	広葉樹苗木類		<i>Otiorynchus sulcatus</i> Fabricius カンキョ類苗木類 <i>Pantomorus cervinus</i> Boheman ヒメコバエ <i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman シロヘリタテアブトゾウムシ <i>Neosittus tenellus</i> Baker カンキョヒメコバエ	
	観賞用苗木類		<i>Otiorynchus sulcatus</i> Fabricius カンキョ類苗木類 <i>Pantomorus cervinus</i> Boheman ヒメコバエ <i>Neosittus tenellus</i> Baker カンキョヒメコバエ	
ユリ、スイセン、チューリップ、グラジオラス、ダリア、ワケギ等の球根類	左に掲げる全ての球根類		ユリアザミウマ、ユリア根腐病等の有害動物 <i>Otiorynchus sulcatus</i> Fabricius カンキョ類苗木類 <i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman シロヘリタテアブトゾウムシ	
サツマイモ、ヤマイモ等の塊根、パレイシロ、サトイモ、ヤマイモ等の塊茎等のイモ類	左に掲げる全てのイモ類		タシコモンヤ、サツマイモつるわれ病等の有害動物 <i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman シロヘリタテアブトゾウムシ	
	サツマイモ		<i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman シロヘリタテアブトゾウムシ <i>Streptomyces ipomoeae</i> (Person & Martin) Wakam. & Henrici サツマイモそうか病菌	
	Solanum 属の Tuberosum 類		<i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman シロヘリタテアブトゾウムシ Potato spindle tuber disease Potato yellow dwarf virus	

(1) この表に掲げる対象有害動物等のうち、別表1に掲げる特定重要病害虫については、当該特定重要病害虫の分布する国から輸入される植物に重点を置いてこの表に掲げる検査を実施するものとする。

(2) この表に掲げるものの外、苗木包装についても検査に検査するものとする。

(3) Potato spindle tuber disease, Potato yellow dwarf virus は、開葉後検査を行った場合の検定を行うものとする。

別表3 (第8関係)

2次検査の方法

検査の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象有害動植物等	方法の詳細
1 草花、野菜、 樹木、牧草、特 用作物等の種子	左に掲げる全ての 種子	表角 直視検査	20,000粒	表角、直視	必要に応じ拡大鏡 を使用して、表角 又は直視を運用す ること。
		拡大鏡検査	(1) 大粒種子の場合 は1kg以上 (2) 小粒種子の場合 は500g以上	黒穂、ゴール、シスト、変色種子等	倍率3倍以上の照 明付き拡大鏡を使 用して検査するこ と。
	バラ属、フグ、ス ギ、ヒノキ、カラ マツ、シラビソ及 びマノ科牧草の種 子	透視検査	30g	バラノミオナゴバチ、カラマツタネコバチ、アルファ ルファタネコバチ等の有害動物	軟マックス透視 装置を用いて、供 試種子10gを3回 に分けて検査する こと。
		ブロッター法検査	(1) 任意抽出した種 子400粒 (2) 変色又は異常種 子がある場合は、 (1)の他に当該変色 又は異常種子 30粒	Colletotrichum capsici Butler & Bisby (Dieback)	供試種子をシャー レに10mm×15mm程 度の間隔をあけて 置床すること。
2 果樹、苗木、樹 木、観賞用植物 等の苗木及び苗 木(部分、接穂 等を含む)	Cucurbita maxima, C. moschata, C. pepo, Cucumis me- lo, C. sativus, . Citrus vulgaris 及び Lagenaria 属 の種子			Fusarium solani f. sp. cucurbitae Snyder & Hansen (Root rot)	
	トマトの種子		(1) 任意抽出した 400粒 (2) 変色又は異常種 子がある場合は、 (1)の他に当該変色 又は異常種子50粒	Verticillium tricorpus Izaac (Verticillium wilt)	
	アカザ目、アブラ ナ目の種子	フエンクイブ法 検査	育苗包装中の種検を 含む100g	Heterodera schachtii Schmidt テンサイシストセンテム	
3 果樹、苗木、樹 木、観賞用植物 等の苗木及び苗 木(部分、接穂 等を含む)	カンナツの苗木類	増殖検査	種子数10個又は根長 部5点以内	Deuterophoma tracheiphila Petri (Mal secco)	FDAの平面培地 により検査するこ と。
	バラ目の苗木類	増殖検査及び検血 検査	根長部5点以内	Erwinia amylovora Winslow et al. 火傷腐病	選別培地及び検血 法により検査する こと。
	Prunus 属の苗木類	増殖検査	子のう数10個又は根 部5点以内	Dibotryon morbosum Theissen & Sydow (Black knot)	平面寒天培地によ り検査すること。

別表3 (第8関係)

2次検査の方法

検査の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象有害動植物等	方法の詳細
草花、野菜、 樹木、牧草、特 用作物等の種子	左に掲げる全ての 種子	表角 直視検査	20,000粒	表角、直視	必要に応じ拡大鏡 を使用して、表角 又は直視を運用す ること。
		拡大鏡検査	(1) 大粒種子の場合 は1kg以上 (2) 小粒種子の場合 は500g以上	黒穂、ゴール、シスト、変色種子等	倍率3倍以上の照 明付き拡大鏡を使 用して検査するこ と。
	バラ属、フグ、ス ギ、ヒノキ、カラ マツ、シラビソ及 びマノ科牧草の種 子	透視検査	30g	バラノミオナゴバチ、カラマツタネコバチ、アルファ ルファタネコバチ等の有害動物	軟マックス透視 装置を用いて、供 試種子10gを3回 に分けて検査する こと。
		ブロッター法検査	(1) 任意抽出した種 子400粒 (2) 変色又は異常種 子がある場合は、 (1)の他に当該変色 又は異常種子 30粒	Colletotrichum capsici Butler & Bisby (Dieback)	供試種子をシャー レに10mm×15mm程 度の間隔をあけて 置床すること。

(注) (1) この表に掲げる対象有害動植物等の他、別表1に掲げる有害植物及び
緑虫 について「特定重要病害虫検疫要綱」別表2に掲げる検査
を実施する。この場合、1次検査において病徴又は標徴が認められた
種苗について行うほか、ブロッター法検査にあっては、病徴又は標徴の
有無にかかわらず、任意抽出した400粒についても行うものとする。

(2) 検査の種類には必要に応じ顕微鏡による検査が含まれる。

(3) この表の拡大鏡検査に供する種子は、1次検査において抽出した各個から均等に角取するものとする。

(4) この表の表角 直視検査における20,000粒量が、大粒種子の場合にあつては1kg、小粒種子の場合にあつては500gを超える種類の種子の場合は、表角又は
1次検査を行う場所において20,000粒量から表角又は直視の選出を実施し、直視の件数、同定等は2次検査を行う場所において実施するものとする。

検査の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象有害動植物等	方法の詳図
	バラ科、ブドウ科 の苗木類	シーグリンガー・ベ ールマン法検査	約200g	Xiphinema index Thorne et Allen ブドウオオハリセンチュウ	根を25×25cmの 障上にとり、水を 通し、200×200mmの障上に集まつ た個体をペール マンにかけ検査す ること。
	サトウキビの生葉 類	電子顕微鏡検査	病徴部3点以内	Sugarcane Fiji disease virus	
サツマイモ、 ジャガイモ等の 塊根、サトイモ、 ヤマノイモ等の 蔓茎のイモ類	サツマイモ	培養検査	病徴部3点以内	Streptomyces ipomoeae (Perdon & Martin) Wakam. & Henriel	各種治地により検 査すること。

(1) この表に掲げる対象有害動植物のうち、別表1に掲げる特定重要病害虫については、1次検査において同検査は限られた種別についてこの表に掲げる検査を実施するものとする。ただし、プロフター法検査にあつては、当該特定重要病害虫の分布する国から輸入される種子（植物の種類別に掲げるものに限る。）について実施する。

(2) 検査の種類には必要に応じて限数法による検査が含まれる。

(3) この表の拡大検査に供する種子は、1次検査において抽出した名額から均等に採取するものとする。

(4) この表の定角 簡便検査における30,000粒重が、大粒種子の場合にあつては1kg、小粒種子の場合にあつては500gを超える種類の種子の場合は、定角又は1次検査を行う場所において20,000粒重から定角又は簡便の選出を実施し、簡便の選出、同定等は2次検査を行う場所において実施するものとする。

別表 4

4 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選 別	程 度	摘 要
種子に付着する麦角	(1) 麦角 (<i>Claviceps gigantea</i> の麦角を除く。)の含有率(重量比)が0.05%未満になるまで選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の含有率(重量比)が0.01%未満になるまで選別		選別した麦角及び菌核は廃棄すること。
種子(ゲンゲを除く。)に付着する菌核	菌核の含有率(重量比)が0.01%未満になるまで選別		
ゲンゲの種子に付着する菌核	比重1.10の塩水に浸漬し、種子0.5kg中の菌核が10粒 未満になるまで選別		

4 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選 別	程 度	摘 要
種子に付着する麦角	(1) 麦角 (<i>Claviceps gigantea</i> の麦角を除く。)の含有率(重量比)が0.05%未満になるまで選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の含有率(重量比)が0.01%未満になるまで選別		選別した麦角及び菌核は廃棄すること。
種子(ゲンゲを除く。)に付着する菌核	菌核の含有率(重量比)が0.01%未満になるまで選別		
ゲンゲの種子に付着する菌核	比重1.10の塩水に浸漬し、種子0.5kg中の菌核が10粒 未満になるまで選別		
生植物の地下部から発見されたラドフォルス・シメリス	地下部の切除		切除した地下部は廃棄すること。